

<報道発表資料>

令和 8 年 3 月 1 3 日  
京都市都市計画局住宅室住宅政策課

## 令和 8 年度空き家の活用・流通支援制度の受付開始

令和 8 年 4 月 1 日（水）から申請を受け付けます

京都市では、不動産、建築、法務などの各種専門家の協力の下、空き家の活用促進や空き家の発生予防の啓発など総合的な空き家対策に取り組んでいます。

令和 8 年 4 月 1 日（水）から、令和 8 年度の空き家の活用・流通を支援する制度の受付を開始します。

### 【制度 1 空き家活用・流通支援専門家派遣制度】

専門家（地域の空き家相談員\*及び建築士）を空き家現地に派遣し、空き家の活用方法や流通、そのために必要な修繕内容等に関する助言、情報提供を行います。

更に派遣後、相続や登記についてお困りの方は、司法書士に助言を受けることも可能です。

\*空き家について気軽に相談できる、京都市の研修を受けて登録された宅地建物取引士

#### ● 申請対象

空き家の所有者、管理者、所有者から委任を受けた方

#### ● 対象空き家

京都市内にある一戸建て又は長屋建ての住宅で、現に空き家、または 1 年以内に空き家となる予定の建物（住宅以外の用途を兼ねるもの（店舗併用住宅等）も含む。倉庫、集合住宅は対象外）

#### ● 派遣日時

申請日から 2 週間後以降で御希望をもとに決定します。

平日が難しい方のために、土日祝の派遣も実施しています。

#### ● 費用

無料

#### ● 申請方法

ホームページから申請書をダウンロードして必要事項を記入し、FAX、郵送又は「空き家相談窓口」にて申請してください。申請書は窓口でも配布しております。また、ホームページのフォームからも申請いただけます。

(URL) <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000168674.html>

#### ● 年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了します。

#### ● 本事業は、令和 8 年度予算が成立する場合に実施します。事業実施には当該予算に係る市会での議決が前提となりますので、予め御了承ください。

【制度2 住まいの将来を考えるおしかけ講座】

地域の皆さんの集まり（概ね5名以上）に、司法書士や地域の空き家相談員といった専門家がお伺いし、空き家の発生予防につながる相続等に関するミニ講座を開催します。

● 講座のテーマ一覧（ ）内は所要時間の目安

司法書士

- ・ 入門編：住まいの将来を考える基礎講座（30分）
- ・ 実践編：基本の登記簿講座（20分）
- ・ 実践編：遺言書・エンディングノート作成のススメ（30～60分）

地域の空き家相談員

- ・ 入門編：空き家で困らないためにいま準備すること（30～60分）
- ・ 入門編：空き家のカードゲームで気づく未来へのアクション（90分）

● 所要時間

上記の時間をもとに、御希望に合わせて開催

● 開催日時

申込日から1か月後以降で御希望をもとに決定します。

● 開催場所

京都市内であればどこへでもお伺いします。また、オンラインでの実施も可能です。

● 費用

無料

● 申込方法

ホームページから申込書をダウンロードして必要事項を記入し、FAX、郵送又は「空き家相談窓口」にてお申込みください。申込書は窓口でも配布しております。また、ホームページのフォームからも申請いただけます。

（URL）<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000167926.html>

● 年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了します。

● 本事業は、令和8年度予算が成立する場合に実施します。事業実施には当該予算に係る市会での議決が前提となりますので、予め御了承ください。

<お問合せ先>

本事業に関するお問合せ先

京都市空き家相談窓口

電話：075-231-2323

時間：午前9時～午前11時30分／午後1時～午後4時30分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

報道機関からのお問合せ先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

電話：075-222-3667